

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和8年2月17日

分任支出負担行為担当官
北信森林管理署長 林 満

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

- (1) 件 名 北信森林管理署大型除雪機等購入
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年3月19日(木曜日)
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」に格付けされた「関東・甲信越」地域又は「東海・北陸」地域の競争参加資格者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間において、中部森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の様式

見積書の様式は別紙様式第1号とする。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積書の提出場所(窓口)

〒389-2253 長野県飯山市大字飯山1090-1

北信森林管理署 総務グループ

電子メールアドレス：c_hokushin@maff.go.jp

(3) 見積書の提出期限

令和8年2月27日(金)16時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記3の(2)宛

に持参若しくは郵送等（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子メールにより送信すること。電子メールによる場合は、電子メールの件名に「(案件名) 見積書提出」と記載すること。

併せて、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を持参若しくは郵送又は電子メールにより送信すること。

4 見積結果

見積合せの結果は、原則として見積書提出期限の翌日（行政機関の休日を除く。）までに契約相手方のみ電話又は電子メールにより通知するものとする。

5 契約の締結日

見積採用の日から7日以内

6 契約保証金

免除する。

7 その他

- (1) 契約条件については、別添「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなす。
- (2) 本公告に記載なき事項は、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、中部森林管理局随意契約見積心得による。

契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。